

# 青森県報

号外第二十六号

平成二十七年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……  
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、  
 及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) ……二

### 訓 令

青森県事務専決決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……三

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十三号を次のように改める。

十三 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関する次のこと(食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するため

に加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七年内閣府令第十一号)第五条第一項各号(第五号、第九号及び第十号を除く。)に掲げる事項に係るものに限る。 )。

イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関する事。

ロ 第六条第五項の規定による措置の命令に関する事。

ハ 第六条第八項の規定による必要な措置及び業務の停止の命令に関する事。

ニ 第八条第一項の規定による食品関連事業者等からの報告の徴収に関する事。

ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受理に関する事。

第四条の三第二項第五号トを次のように改める。

ト 第三十四条の十八の二第一項の規定による病児保育事業を行う者からの報告の徴収に関する事(社会福祉施設に係るものに限る。 )。

第四条の三第二項第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の施行に関する事。

イ 第十六条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の届出の受理に関する事。

ロ 第十九条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者及び園長からの報告の徴収に関する事。

ハ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年<sup>内閣府</sup>文部科学省令第二号)の施行に関する事。<sup>厚生労働省</sup>

イ 第十五条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請の受理に関する事。

ロ 第十五条第二項の規定による幼保連携型認定こども園の名称等の変更の届出の受理に関する事。

ハ 第十七条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止及び休止の認可の申請の受理に関する事。

ニ 第十八条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請の受理に関する事。

第五条の二第一号ツ中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同条第十二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号水中「二」を「ホ」に、「第四十三条第一項」を「第九十一条」に改め、同ホを同号へとし、同号二中「第二十四条第一項から第四項まで」を「第四十九条第一項から第六項まで」に、「第一種特定製品廃棄等実施者」を「第一種特定製品整備者」に改め、同二を同号ホとし、同号八中「第二十二條第三項」を「第四十七條第三項」に、「回収量」を「充填量」に改め、同八を同号二とし、同号口中「第二十条の二第四項」を「第四十五條第四項」に改め、同口を同号八とし、同号イ中「第十四條」を「第三十二條」に改め、同イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十八条第一項の規定による第一種特定製品の管理者に対する勧告に関すること。

第五条の二に次の一号を加える。

十四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による保管等の状況の届出の受理に関すること。

ロ 第十二条第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

ハ イ及びロに係る第十七条の規定による事業者等からの報告の徴収に関すること。

ニ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第六条の規定による事業場の変更の届出の受理に関すること。

第十二条（見出しを含む。）中「青森県立美術館事務局長」を「青森県立美術館副館長」に改める。

第十八条第一項第五号中ラをウとし、ナをムとし、ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをソとし、同ソの次に次のように加える。

ツ 次に係る第七十二条の二第一項の規定による報告の徴収に関すること。

第十八条第一項第五号中タをトとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、同号ル中「第四十七條の三第一項」を「第四十七條の四第一項」に改め、同ルを同号ヲとし、同号中又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二十二條の二の規定による維持修繕協定の締結に関すること。

第十八条第一項第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第七十六条の六第一項の規定による措置命令に関すること。

ロ 第七十六条の六第三項の規定による措置に関すること。

ハ 第七十六条の六第四項の規定による他人の土地の一時使用等に関すること。

第十八条第一項第十二号ト中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二十二号ハ中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号二中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同号ホ中「第二十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号へ中「第二十九条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員長」の下に「（教育委員会にあつては、教育長）」を加える。  
第二条に次の二項を加える。

4 青森県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（平成二十七年三月青森県条例第三号）の施行に関する事務は、教育委員会に委任する。

5 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）附則第四条第一項及び第五条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の教諭等に対する研修に関する事務は、教育委員会に委任する。  
 第三条を削る。

第四条第一項第一号中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に、「十五日未満の職員及び特別職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項、同法第二十六條の六第七項及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第九条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項の規定により臨時的に任用される者のうち任用予定期間が十五日未満の者（以下「十五日未満の職員」という。）並びに地方公務員法第三條第三項第三号に掲げる特別職の職員（非常勤である者に限る。以下「特別職非常勤職員」という。）」に改め、同条を第三條とし、同条の次に次の一条を加える。

（代表監査委員に対する委任）

第四条 次に掲げる事務で、監査委員の所掌する事務に係るものは、代表監査委員に委任する。

- 一 別表第一に掲げる費目（報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）、共済費及び賃金で、監査委員に係るもの及び監査委員の事務局の職員（十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係るもの、旅費で、常勤の監査委員に係る旅行命令に係るもの及び監査委員の事務局の職員（特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る旅行命令に係るもの並びに知事が別に指定する旅行依頼に係るもの並びに恩給及び退職年金を除く。）に係る支出負担行為に関する事務

二 税外諸収入金（電子計算組織により処理される公舎人居料及び監査委員の事務局の職員（十五日未満の職員及び特別職非常勤職員のうち知事が別に指定する者を除く。）に係る社会保険料を除く。）の徴収に関する事務

三 収入通知、支出命令及び出納通知に関する事務

四 資金の前渡に関する事務

五 物品の管理に関する事務

六 証書及び公文書類の保管に関する事務

第九条の見出しを「（教育次長の補助執行）」に改め、同条第一項中「青森県総合運動公園（）」を「教育委員会の所掌する事務に係る事業を目的とする公益法人及び移

行法人に関する事務、総合教育会議に関する事務、青森県総合運動公園（）」に、「教育長」を「教育次長」に、「第四条第一項各号列記以外の部分のただし書の」を「第三条第一項各号列記以外の部分のただし書の」に改め、同項第一号中「第四条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に、「第四条第一項各号列記以外の部分のただし書」を「第三条第一項各号列記以外の部分のただし書」に改め、同項第四号中「第四条第一項第七号」を「第三条第一項第七号」に改め、同条第二項中「教育長」を「教育次長」に改める。

第十三条中「特例民法法人に関する事務（旧主務官庁の権限に属する事務に限る。）」を「公益法人、移行法人」に改める。

第十五条第一項第一号中「第三条第一号」を「第四条第一号」に改める。

第十六条中「委員長」の下に「（教育委員会にあつては、教育長）」を加える。

別表第二中「第四条」を「第三条」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第一条、第二条第四項、第三条、第四条、第九条、第十五条、第十六条及び別表第二の規定は適用せず、改正前の青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則第一条、第三条、第四条、第九条、第十五条、第十六条及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第九条第一項中「青森県総合運動公園（）」とあるのは、「教育委員会の所掌する事務に係る事業を目的とする公益法人及び移行法人に関する事務、総合教育会議に関する事務、青森県総合運動公園（）」とする。

訓

令

青森県訓令甲第五号

行 中 一 般  
 各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「まるごとあもり情報発信チームリーダー」を削り、同条第十五号中「ダム管理所長」を削る。

第四条第六項及び第十一条第四項中「室及びチーム（生活再建・産業復興局のチームを除く。）」を「及び室」に改める。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄に次の二号を加える。

四十三 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定による公益認定の取消しに関すること。

四十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に関する次のこと。  
イ 第二百二十六条第三項の規定による協議に関すること。  
ロ 第三百三十条の規定による残余財産の帰属の承認に関すること。

八 第三百三十一条第一項の規定による認可の取消しに関すること。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄の第三十八号を次のように改める。

三十八 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による公益認定に関すること。  
ロ 第十一条第一項の規定による変更の認定に関すること。

八 第二十五条第一項の規定による地位の承継の認可に関すること。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の課長専決事項の欄に次の一号を加える。

三十九 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に関する次のこと。  
イ 第二百二十四条の規定による公益目的支出計画の実施が完了したことの確認に関すること。

ロ 第二百五条第一項の規定による公益目的支出計画の変更の認可に関すること。

別表第一総務学事課の項の第五号中「（知事が別に指定するものを除く。）」を削り、同号の副知事専決事項の欄イ中「第十条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号の部長専決事項の欄ロ中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第三条第六項の規定による市町村長との協議に関すること。

別表第一総務学事課の項の第六号中「（知事が別に指定するものを除く。）」を削り、同号の部長専決事項の欄イ中「別表第二号4ただし書」を「別表第一第二号4ただし書」に改め、同項の第七号を次のように改める。

七 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関する次のこと。

イ 第六十条第九項の規定による役員  
の解任の勧告に関する  
こと。

別表第一総務学事課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表防災消防課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第十六条第二項及び第十九条第二項」を「第十七条第二項及び第二十条第二項」に改め、同表県民生活文化課の項の第二号の部長専決事項の欄中ヲをヨとし、ユをカとし、ルをワとし、又をコとし、リをルとし、チを又とし、トを子とし、同子の次に次のように加える。

リ 第五十条の十四ただし書の規定による資産運用の方法等の承認に関すること。

別表第一県民生活文化課の項の第二号の部長専決事項の欄中へトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第五十条の四ただし書の規定による共済事業に係る経理の他の経理への資金



運用等の承認に關すること。

別表第一 県民生活文化課の項の第五号の副知事専決事項の欄口中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同号を同項の第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 自動車運転代行業の業務の適正化に關する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に關する次のこと。

イ 第七条第二項の規定による自動車運転代行業の認定の取消しに係る同意に關すること。 第二十三条第一項の規定による自動車運転代行業の停止の命令の要請及び同条第三項の規定による当該命令に係る同意に關すること。 第二十四条第二項の規定による自動車運転代行業の廃止の命令に係る同意に關すること。	イ 第五条第四項の規定による自動車運転代行業の認定に係る同意に關すること。
---	---------------------------------------

別表第一 環境政策課の項の第二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に關する法律」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表環境保全課の項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第七号の部長専決事項の欄中トを又とし、へをトとし、同トの次に次のように加える。

手 第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新に關すること。  
 リ 第四十二条の規定による指定調査機関の指定の取消しに關すること。  
 別表第一 環境保全課の項の第七号の部長専決事項の欄中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第三条第一項の規定による指定調査機関の指定に關すること。  
 別表第一 環境保全課の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に關する次のこと。 イ 第十七条の規定による事業者等からの報告の徴収に關すること。 ロ 第十八条第一項の規定による立入検査に關すること。
---

別表第一 自然保護課の項の第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に關する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に關する法律」に改め、同号の副知事専決事項の欄イ中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画」に改め、同欄中又をヲとし、リをルとし、チを又とし、トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをニとし、同二の次に次のように加える。  
 ホ 第十八条の十第二項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定の取消しに關すること。

別表第一 自然保護課の項の第六号の副知事専決事項の欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第七条の二第一項の規定による第一種特定鳥獣管理計画の策定に關すること。  
 別表第一 自然保護課の項の第六号の部長専決事項の欄中リをタとし、チをヨとし、トを力とし、へをワとし、ホをヲとし、ニを又とし、同又の次に次のように加える。  
 ル 第三十八条の二第十一項の規定による麻酔銃猟の許可の取消しに關すること。  
 別表第一 自然保護課の項の第六号の部長専決事項の欄ハを同欄リとし、同欄口中

「執行」を「実施」に改め、同口を同欄子とし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 第十四条の二第一項の規定による実施計画の策定に関すること。

ハ 第十四条の二第五項及び第八項第二号の規定による確認に関すること。

二 第十四条の二第七項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業の委託に関すること。

ホ 第十八条の二の規定による鳥獣捕獲等事業の認定に関すること。

ヘ 第十八条の七第一項の規定による鳥獣捕獲等事業の変更の認定に関すること。

ト 第十八条の八第二項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の課長専決事項の欄中ホをへとし、二をホとし、ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第三十八条の二第一項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に関すること。

別表第一自然保護課の項の第六号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ト 第七十五条の二の規定による公務所等への照会に関すること。

別表第一健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄中「第五十四条の二第二項」の下に「及び第五項」を加え、同欄リ中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同欄又中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項の第三号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同号の副知事専決事項の欄イ中「第十四条第四項」の下に「(第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の部長専決事項の欄ロ中「支援給付」の下に「及び配偶者支援金の支給(以下この号において「支援給付等」という。)」を加え、同欄ハ中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同欄チ中「第五十四条の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同欄リからルまでの規定中「及び」の下に「第五項並びに」を加え、同欄ヲ並びに同号の課長専決事項の欄イ及びロ中「支援給付」を「支援給付等」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の施行に関する次のこと。

イ 第十条第三項の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定の取消しに関すること。

イ 第五条第一項の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定に関すること。

別表第一医療業務課の項の第六号の課長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、二をロとし、同項の第七号の部長専決事項の欄中ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十九条第二号の規定による保健師養成所の指定に関すること。

ハ 第二十条第二号の規定による助産師養成所の指定に関すること。

二 第二十一条第三号の規定による看護師養成所の指定に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第四号の部長専決事項の欄に次のように加える。  
二 第三十条第一号の規定による費用(介護保険の保険給付の対象となる医療に係るものを除く。)の交付に係る支出負担行為に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第十七号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第三条第三項の規定による理容師養成施設の指定に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第十八号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第四条第三項の規定による美容師養成施設の指定に関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十条第一項」を「第七項」を削り、同項の第十五号の副知事専決事項の欄イ中「第十条第一項」を「第七項第一項」に改め、同欄に次のように加える。

ロ 第二十一条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の事業の停止及び施設の開鎖の命令に関すること。

ハ 第二十二条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関すること。

別表第一こどもみらい課の項の第十五号の部長専決事項の欄ハ中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

二 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する

ること。

別表第一こともみらい課の項の第十五号の課長専決事項の欄に次のように加える。  
イ 第三条第六項の規定による市町村長との協議に關すること。

□ 第十七条第四項及び第五項の規定による市町村長との協議に關すること。

別表第一こともみらい課の項の第十六号を削り、同項の第十七号の部長専決事項の欄イ中「別表第二号3ただし書」を「別表第一第二号3ただし書」に改め、同号を同項の第十六号とし、同項に次の一号を加える。

十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行に關する次のこと。

- イ 第三十一条第三項（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第三項の規定による市町村長との協議に關すること。
- 第六十一条第九項の規定による市町村長との協議に關すること。

別表第一障害福祉課の項の第一号の部長専決事項の欄に次のように加える。

へ 第九十三条第一号の規定による費用（介護保険の保険給付の対象となる医療に係るものを除く。）の交付に係る支出負担行為に關すること。

別表第一障害福祉課の項の第四号の部長専決事項の欄ト中「及び第七号」を削り、「費用」の下に「（障害児入所医療費に係るものを除く。）」を加え、同表商工政策課の項の第十二号の部長専決事項の欄イ中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄ロ中「第五十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同表団体経営改善課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「第六十三条第一項第十号」を「第六十三条第一項第九号」に改め、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、同表農村整備課の項の第六号の部長専決事項の欄中へをチとし、ホをトとし、

ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イをハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十四条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による操作規程の承認に關すること。

□ 第十四条の三第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議に關すること。

別表第一水産振興課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「第三十四条第一項第十号」を「第三十四条第一項第十号」に改め、同表漁港漁場整備課の項の第三号の部長専決事項の欄中トをリとし、へをチとし、ホをトとし、ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

□ 第十四条の三第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による操作規程の承認に關すること。

ハ 第十四条の三第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議に關すること。

別表第一道路課の項の第三号の課長専決事項の欄中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第四十七条の三第二項の規定による協議に關すること。  
別表第一道路課の項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 災害対策基本法の施行に關する次のこと。

- イ 第七十六条の六第一項の規定による道路の区間の指定に關すること。
- 第七十六条の七の規定による指示に關すること。

七 災害対策基本法施行令の施行に關する次のこと。

- イ 第三十三条の三第一項の規定による通知に關すること。

別表第一河川砂防課の項の第五号の部長専決事項の欄中へを子とし、ホをトとし、二をへとし、ハをホとし、ロをニとし、イをハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第十四条の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による操作規程の承認に関すること。

ロ 第十四条の三第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関すること。

別表第一河川砂防課の項の第十一号の部長専決事項の欄イ中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同欄ロ中「第十四条(第十六条第四項)」を「第十五条(第十七条第四項)」に改め、同欄に次のように加える。

ハ 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定に関すること。

別表第一港湾空港課の項の第四号の部長専決事項の欄中トをリとし、へを子とし、ホをトとし、二をへとし、ハをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十四条の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による操作規程の承認に関すること。

ハ 第十四条の三第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第十七号の部長専決事項の欄ハ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同表観光交流推進課の項中「嚙米刈草機」を「刈草機」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 海外移住に関する次のこと。

イ 海外移住の啓発及び推進に関すること。

別表第一国際経済課の項の第一号を削り、同項の第二号中「その他の事項」を「貿易」に改め、同号を同項の第一号とする。

別表第二地域農林水産部長の項の第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

レ 第七十五条の二の規定による公務所等への照会に関すること(本庁で処理す

るものを除く。)

別表第二地域農林水産部長の項の第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表第三地域農林水産部長の項の第二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号イ中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロ中「第十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号ハ中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ニ中「第十六条」を「第三十四条」に改める。

別表第五地域農林水産部長の項の第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 事務委任規則第四条の三第一項第十三号に掲げる事務(同号二及びホに掲げるものを除く。)

別表第五東青地域農林水産部長の項の第二号中「第四条の三第二項第八号」を「第四条の三第二項第十号」に改め、同表地域農林水産部長の項中第三十九号を第四十号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 事務委任規則第十八条第一項第五号の五に掲げる事務

別表第五地域農林水産部長の項の環境管理事務所の環境管理事務所の項に次の一号を加える。

十四 事務委任規則第五条の二第十四号に掲げる事務

別表第五地域農林水産部長の項の保健総室長の項中第三十三号を第三十四号とし、第十六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 事務委任規則第四条の三第一項第十三号二及びホに掲げる事務

別表第五東青地域農林水産部長の項の第八号中「第四条の三第二項第八号イ」を「第四条の三第二項第八号」に改め、同項の第十号中「第四条の三第二項第十号」を「第四条の三第二項第十号イ」に改め、同項に次の二号を加える。

十二 事務委任規則第四条の三第二項第十二号に掲げる事務

十三 事務委任規則第四条の三第二項第十三号に掲げる事務



別表第五西北地域県民局地域整備部繕ケ沢道路河川事業所の道路河川事業所長の項の第三号中「ヨからしまで」を「タからソまで」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一自然保護課の項の改正規定及び別表第二地域県民局の地域農林水産部長の項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭